

## 商店街振興組合法の適切な執行について

商店街振興組合については、商店街振興組合法第 45 条により「役員の変更の届出」については、変更の日から 2 週間以内に、また第 82 条により「決算関係書類の提出」については、総会の終了の日から 2 週間以内に書類を行政庁に提出しなければならないと定められています。

つきましては、商店街振興組合法に基づき、所定の期日までに下記の書類を提出いただきますよう改めて徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1. 役員の変更の届出について

- (1) 商店街振興組合役員氏名（住所）変更届出書
- (2) 変更した事項を記載した書面
- (3) 変更の年月日及び理由を記載した書面
- (4) 理事会議事録の謄本（総会議事録の謄本）

#### 2. 決算関係書類の提出について

- (1) 商店街振興組合決算関係書類提出書
- (2) 事業報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
- (7) (2) から (6) までの書類を承認した総会の議事録の謄本

(参考) 商店街振興組合法より一部抜粋  
(役員の変更の届出)

第四十五条 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(決算関係書類の提出)

第八十二条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

## 中小企業等協同組合法の適切な執行について

中小企業等協同組合については、中小企業等協同組合法第 35 条の 2 により「役員の変更の届出」を変更の日から 2 週間以内に、また第 105 条の 2 により「決算関係書類の提出」については、総会の終了の日から 2 週間以内に書類を行政庁に提出しなければならないと定められています。

つきましては、中小企業等協同組合法に基づき、所定の期日までに下記の書類を提出いただきますよう改めて徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1. 役員の変更の届出について

- (1) 中小企業等協同組合役員氏名（住所）変更届出書
- (2) 新旧役員名簿
- (3) 変更した事項を記載した書面
- (4) 変更の年月日及び理由を記載した書面
- (5) 総会議事録の謄本
- (6) (代表理事に変更がある場合) 理事会議事録の謄本および組合の登記簿謄本

#### 2. 決算関係書類の提出について

- (1) 中小企業等協同組合決算関係書類提出書
- (2) 事業報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
- (7) (2) から (6) までの書類を承認した総会の議事録の謄本

(参考) 中小企業等協同組合法より一部抜粋

(役員の変更の届出)

第三十五条の二 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(決算関係書類の提出)

第百五条の二 組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。